

告示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年八月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月三十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 皆野荒川線
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|-------------|---|-----------------|
| | 秩父郡小鹿野町長留字中原五一〇番一 地先から同郡小鹿野町長留字上原六〇 九番三地先まで | 区 間 |
| 一一・七二〇一九・七二 | 五・一四〇一二・五〇 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 一五七・七一 | 一五七・一九 | 延長 (メートル) |
| | | 備 考 |